

## ■ 第3章

いじめ問題解決のための

「教員研修プログラム」

# いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の概要

いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に対しては、教員一人一人が意識を高め、いじめ問題への対応力を身に付ける必要があります。そのため、以下の研修プログラムを開発しました。

この研修プログラムは全プログラムを順次実施することが望ましいのですが、各学校の実態に応じて、個々の研修プログラムを選択して実施するなど、工夫することができます。また、いじめ問題解決の事例集は、「教員研修プログラム」での活用や事例検討などで扱うことができます。

## いじめを生まない学校の体制づくり

	「教員研修プログラム」	「教員研修プログラム」のねらい
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校の課題意識の共通理解</div> 「いじめ問題の見方・考え方」	○ 学校が一丸となって取り組む「いじめを生まない学校づくり」のために何が必要かを考えることによって、いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応のための意識を高める。
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">未然防止</div> 「いじめの未然防止に向けた学校の対応」	○ いじめ問題の未然防止のためには、具体的にどのような取組が必要であるのかについて、実際の事例を基に考え、組織的な対応の仕方について理解する。
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">早期発見</div> 「いじめの早期発見」	○ 日常生活において、いじめを察知した周囲の幼児・児童・生徒から、いじめの情報を確実に受信することなどが必要であることを理解する。 ○ いじめを発見したときの、学校組織としての対応の仕方について理解する。
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">早期発見</div> 「いじめの早期発見のための情報共有の工夫」	○ いじめの確実な発見のためには、幼児・児童・生徒の行動を記録し、全教職員の情報共有が必要であることを理解する。 ○ 「いじめ発見のチェックシート」、「ファイリング」、「情報交換ノート」を例に、いじめ問題の早期発見の効果的な方法について理解する。
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">早期対応</div> 「いじめの早期対応と校内体制」	○ いじめに早期に対応する学校組織の在り方について事例を基に考え、組織的な対応の重要性について理解する。

## いじめを生まない環境の充実について

	「教員研修プログラム」	「教員研修プログラム」のねらい
6	早期発見・早期対応 「保護者・地域との連携」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの早期発見・早期対応につながる保護者や地域との連携の在り方について考え、理解する。</li> <li>○ 保護者会や保護者相談の実施の必要性、PTAや地域人材を活用した連携の在り方について理解する。</li> </ul>
7	未然防止、早期発見・早期対応 「スクールカウンセラーとの連携」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラーの役割について理解する。</li> <li>○ 学校組織において、スクールカウンセラーと連携して取り組むいじめの未然防止、早期発見・早期対応の在り方について理解する。</li> </ul>
8	未然防止、早期発見・早期対応 「相談環境の充実」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラーと連携しながら、組織的な教育相談を行うための相談環境の整備について理解する。</li> </ul>
9	未然防止、早期発見・早期対応 「児童・生徒との効果的な面接の実施」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒が必要なときに誰にでも相談できるようにするために、教育相談の進め方について学び、教育相談スキルの向上を図る。</li> </ul>
10	未然防止、早期発見・早期対応 「警察との連携」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察の相談体制について理解し、日常的に警察と連携していくことの必要性を理解する。</li> </ul>

## いじめ問題解決の事例集

校 種	いじめ問題解決の事例の概要
小 学 校	遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするいじめの例
中 学 校	部活動内の仲間による金銭が絡んだいじめの例
高 等 学 校	パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷（悪口を言われること）や嫌なことをされるいじめの例
特別支援学校	学級内で友達から仲間外れにされるいじめの例

# 研修 1 いじめ問題の見方・考え方

○ **ねらい**

- ・ 「人権教育プログラム（学校教育編）」等を基に、いじめ問題に関する基礎的な知識を理解する。
- ・ 「いじめを生まない学校づくり」のためには、何が必要かを考えることによって、いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向けた意識を高める。

○ **準備するもの**

- ・ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」 ・ 演習シート
- ・ 人権教育プログラム（学校教育編） ・ いじめ防止教育プログラム

○ **研修の留意点**

- ・ DVDの視聴は、具体的な活用につながるようにする。例えば、「ネット上のいじめ」を重点的に扱いたい場合は、「教員用指導資料編」の他に「児童・生徒指導編 高等学校編」の該当場面を扱うとよい。
- ・ 今後、学校で組織的に行わなければならない課題等について話し合う。

○ **主な内容例（60分）**

	項目	内容	準備するもの
5分	1 いじめ問題の基本的な考え方について	○ 「いじめは人権侵害であること」、「いじめの定義」、「いじめの構造」等について確認する。	○ 本プログラム 4ページ
50分	2 「いじめを生まない学校づくり」に必要なことは何か (DVD視聴) (演習)	○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」教員用指導資料編（12分間）を視聴する。 ○ 「いじめを生まない」ために普段から取り組んでいること、新たに気付いたことなどについて、DVDの内容に沿って自分の意見を時間内で可能な限り書き出す。 ○ 四人程度のグループになり、新たに気付いたことについて詳しく話す。 ○ 内容によって、幾つかの種類に分類していく。 ○ グループで出た意見を短冊などに書き、全体に発表する。 ○ グループでの交流や各グループの発表の内容を基に今後の取組について話し合う。 ①今すぐできる取組や工夫（個人） ②今すぐできる取組や工夫（学年・学校） ③今後、検討していく必要があること	○ DVD 「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」 ○ 演習シート
5分	3 DVDの活用方法について	○ 保護者会や道徳の授業で活用できることを知る。 ○ 「人権教育プログラム（学校教育編）」を基に、「いじめ発見のチェックシート」を確認する。	○ 「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成25年3月）108ページ（本プログラム13ページでもよい）

## いじめは、どの子供にも起こりうることを理解する

特定の「いじめっ子」や「いじめられっ子」だけの問題ではなく、どの幼児・児童・生徒も被害者はもちろん、加害者にもなりうるという「事実」を正しく理解することが大切である。

## 充実した学校生活の実現がいじめの未然防止につながる

### 1 幼児・児童・生徒が自らすすんで学ぶ授業になっていますか？

- (1) 全ての幼児・児童・生徒が落ち着いて学べる場をつくる(居場所づくり)。
- (2) 全ての幼児・児童・生徒が活躍できる機会をつくる(絆づくり)。

### 2 幼児・児童・生徒をすすんで観ていますか？

- (1) (幼児・児童・生徒の) 何を観察するのかを意識する。
- (2) (教員から) 一人一人の幼児・児童・生徒に寄り添う。
- (3) (幼児・児童・生徒が) 相談しやすい雰囲気を(教員が) つくる。

### 3 報告・連絡・相談をすすんで行っていますか？

- (1) 気になったことは、小さなことでも報告をする。
- (2) メモを取る習慣を付ける。
- (3) 謙虚な姿勢で助言を求める。

#### 実践例からの学び

##### ○整った環境で授業をする(小学校の例)

A教諭は授業開始5分前に教室に行き、「黒板をきれいにする」、「机をそろえる」、「ごみを拾う」を児童とともに実行しています。継続して取り組んでいると、児童はすすんでごみを拾うようになり、授業中も集中して学習に取り組むようになりました。

児童・生徒が落ち着いて学べる場をつくるために、教室環境の整備が欠かせません。

##### ○生徒の言動等を意識して見る(中学校の例)

新年度まもなく、昇降口での清掃中、生徒同士のもめ事が発生しました。清掃指導でB教諭はしばらく生徒同士のやりとりを見ていました。すると、普段はおとなしいC男の一言でもめ事が解消されました。

日頃から生徒間の人間関係を把握しようとしていたB教諭は、C男の周囲への影響力に驚くとともに、生徒への先入観をもたずに、生徒の言動を注意深く見ることの大切さを実感しました。

##### ○記憶より記録をする(高等学校の例)

D教諭は、授業中に気になった生徒のことについて、学級担任への報告を後回しにしているうちに忘れてしまいました。やがて、その生徒は学校を欠席がちになってしまいました。反省を生かして、D教諭は気が付いたことを必要に応じて簡潔にメモを取り、学級担任等へ連絡することにしました。

連絡は記憶に頼らず、しっかりとメモを取ることが大切です。

参考：国立教育政策研究所「生徒指導リーフ いじめの理解」平成24年9月

国立教育政策研究所「これだけは押さえよう！ ～生徒指導 はじめの一步～」平成24年3月

## 研修 2

## いじめの未然防止に向けた学校の対応

## ○ ねらい

いじめの未然防止のためには、どのような取組が必要かを考えることによって、いじめの未然防止に向けた意識を高めるとともに、組織的な取組について考える。

## ○ 準備するもの

- ・いじめ問題に関する研究報告書 ・演習シート ・模造紙（グループの枚数）
- ・付箋（一人につき12枚～18枚） ・いじめ防止教育プログラム

## ○ 研修の留意点

- ・付箋の分類の発表だけで終わらず、既に行っている学校の取組、教員の取組に結び付ける。
- ・今後、学校で組織的に行わなければならない課題等について話し合う。

## ○ 主な内容例（60分）

	項目	内容	準備するもの
10分	1 自尊感情や自己肯定感といじめの関連について	○ 自尊感情や自己肯定感といじめの関連について確認する。	○ 「いじめ問題に関する研究報告書」27ページ
40分	2 いじめの未然防止に必要なことは何か（演習）	○ 四人程度のグループになり、「いじめの未然防止」に必要なことについて、ブレイン・ライティング法でアイデアを出し合う。 ○ 課題について、自分の考えを付箋3枚に書き、グループ内で回す。（一人1回3分程度） ○ 書いた付箋をグループ内で共有し、種類別に分類して模造紙に貼り、見出しを付ける。 例）・常に意識しながら行わなければならないもの ・すぐに実践できるもの ・長期的な計画で行うもの 等	○演習シート ○付箋 ○模造紙 ○ペン ○マジック
10分	3 研修のまとめ	○ グループの意見を発表する。 ○ 実際の学校の取組につなげるようにする。	

## &lt;ブレイン・ライティング法について（例）&gt;

- 1 例では、四人程度で行うとなっているが、人数を増やしてもできる。
- 2 一定時間内に、付箋3枚にそれぞれ一つずつ各自のアイデアを書く。
- 3 3枚の付箋をシートに貼り、時間が経ったら自分のシートを左の人に渡す。
- 4 また、付箋3枚に新たな考えを各自書き、隣から渡されたシートの別の欄に貼る。前の人のアイデアを発展させたり、独自案を考えたりしてアイデアを書いてよい。
- 5 何回か繰り返す。  
※ 例えば4人×3案×4ラウンド=48 アイデアを考えたことになり、多くのアイデアを短時間で出すことができる。

## いじめの未然防止の取組を着実に進める

日々の授業や行事を改善する中で、いじめが生まれにくい環境をつくるのが大切である。

日々の未然防止の取組を積極的に進めるには、まだ表面に現れていない幼児・児童・生徒の課題を発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための計画的な取組が重要になってくる。例えば、次の①～⑥のような一連の手順が必要である。

- ① 幼児・児童・生徒の現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能かつ比較可能な尺度）で把握し、課題を発見する。
- ② その課題（問題となる状況）をどう変えたいかという目標（1年後・半年後・学期の終了時等までに実現したい状況）を設定する。
- ③ その目標を達成するための具体的な取組について、計画（自校の教育課程に位置付けた実施計画）を策定する。
- ④ 実施計画に沿って、一連の取組を着実に実施する。
- ⑤ 一定期間終了後に、目標の達成状況を把握（上記の「①」で用いた尺度によって変化を確認）し、上記「①～④」の課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を検証する。
- ⑥ 検証の結果から導かれた新たな課題を上記の「①」とし、再び「②～⑤」を実施する。

## 他者と関わる体験を

誰もがいじめに巻き込まれて被害者にも加害者にもなりうるということは、全ての幼児・児童・生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなることを意味する。人間関係を良好に保ち、プレッシャーをはねのけられる幼児・児童・生徒に育つことが大切である。

全ての幼児・児童・生徒に充実した集団体験を提供する。幼児・児童・生徒の生活体験や社会体験の乏しさは、単なる知識やスキルの提供では追いつかなくなっている。

トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れ、トラブルを回避するために自分はどうすべきかに気付くこと、また集団内の他者から認められる喜びに気づき、最終的には自らすすんで他者や集団に貢献することが誇りになること、そうした集団体験を確実に積み重ねていくことが、いじめに向かわない幼児・児童・生徒に育つことにつながる。

そのためには、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫していくことが必要になってくる。

## 自尊感情や自己肯定感を高める

主体的かつ共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自尊感情」や自分を認めることができる「自己肯定感」を幼児・児童・生徒一人一人が感じ取れる取組を進める（そのための場や機会をつくる）ことができれば、いじめに向かう幼児・児童・生徒を減らすことができる。

◇ 東京都では「自尊感情」や「自己肯定感」を次のように定義している。

「自尊感情」とは

自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を、他者との関わり合いを通してかけがえない存在、価値ある存在として捉える気持ち

「自己肯定感」とは

自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情

「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるためには、思いつきで幼児・児童・生徒を指導しているということでは、効果は期待できない。幼児・児童・生徒が成長する見通しをもって、励まし、認めるような働きかけを行うとともに、幼児・児童・生徒が互いに認め合えるような意識を育み、互いに認め合える環境をつくっていくことが、教師に求められる。

参考：国立教育政策研究所「生徒指導リーフ いじめの未然防止Ⅰ・Ⅱ」平成24年9月

東京都教職員研修センター「自信 やる気 確かな自我を育てるために【発展編】」平成24年3月

## 研修3 いじめの早期発見

○ **ねらい**

日常生活からいじめの兆候をすばやく察知したり、いじめられている幼児・児童・生徒、周囲の幼児・児童・生徒からのいじめの情報を確実に受信したりするための取組を考え、実際の対応につなげる。

○ **準備するもの**

・いじめ防止教育プログラム ・演習シート

○ **研修の留意点**

・いじめの早期発見は実際に取り組むことが重要である。研修のまとめでは、必ず取り組むという教職員の共通理解を図るようにする。

○ **主な内容例（60分）**

	項目	内容	準備するもの
10分	1 いじめの兆候について	○ 幼児・児童・生徒の日常生活におけるいじめの兆候には、どのようなことがあるか考える。 (観点) 表情・態度 身体・服装 持ち物・金銭 言葉・行動 遊び・友人関係 教師との関係 等	
40分	2 いじめの早期発見に必要な取組について (演習)	○ いじめの早期発見のために、何ができるか考え、話し合う。 ①いじめの兆候をすばやく察知するために <具体的な取組例> ・定期的な「生活意識調査」の実施 ・スクールカウンセラーによる全員面接 ・定期的な個人面接の実施 ・全教員による校内巡回等を通じた幼児・児童・生徒の観察 等 ②幼児・児童・生徒から確実に受信するために <具体的な取組例> ・学校いじめ相談メール等の実施 ・児童会・生徒会の主体的な取組 (言葉の暴力撲滅キャンペーン) 等 ③いじめの確実な発見のために <具体的な取組例> ・幼児・児童・生徒の行動の記録 ・ファイリングの徹底 ・「いじめ発見のチェックシート」の活用 等	○演習シート
10分	3 研修のまとめ	○ 学校、学年、学級単位ですぐに取り組むことを決める。	

## 早期発見

### いじめを見逃さない

教員がいじめの初期にその兆候を見落とししたり、いじめの事実を認識できなかつたりすると、いじめは、さらに深刻な状況になっていくことがある。教員はいじめの兆候を見逃さないように、「いじめではないか」、「いじめに発展しないか」という視点をもって、幼児・児童・生徒一人一人の行動をきめ細かく捉えることが大切である。

#### <いじめの兆候> (例)

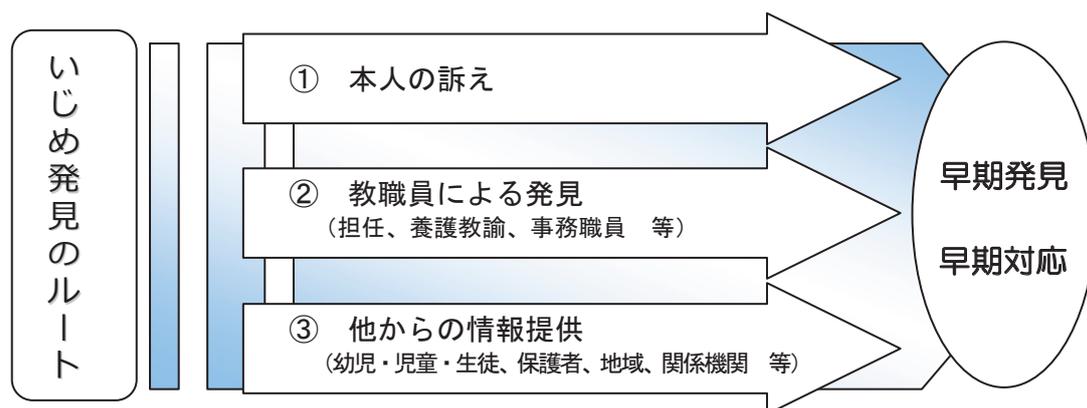
- 幼児・児童・生徒の交友関係が急に变化する。
- 特定の幼児・児童・生徒が被害を受けたと思われるときに、ことさら「何でもない」と強く否定する。
- 特定の幼児・児童・生徒だけが、わざとよけられる。
- 表情が暗く、沈みがちである。
- 一人遅れて教室に入ってくる。
- 身体にあざ、顔面に擦り傷、鼻血の後、こぶ等が見られる。
- 衣服の汚れにくいところがひどく汚れている。
- 携帯電話やパソコンのメール着信、ネットの掲示板の書き込み等を、頻繁にチェックしたり気にしたりしている。

## 早期発見から早期対応へ

いじめの早期発見・早期対応のためには、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、幼児・児童・生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に幼児・児童・生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切である。そのためには、幼児・児童・生徒の表面的な言動に惑わされることなくその心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る必要がある。

また、アンケートや面接を通して幼児・児童・生徒の声が教員に届くように、相談したいという信頼関係を日常的に築いておくことが大切である。いじめ発見のルートは、①本人の訴え、②教職員による発見(担任、養護教諭、事務職員等)による発見、③他からの情報提供に大別される。

多面的な情報を突き合わせて全体像を把握し的確な対応を行うためには、協働的な生活指導体制が機能していることが不可欠となる。



参考：東京都教育委員会「生活指導資料 学校におけるいじめ問題の解決に向けて」平成25年2月

## 研修4 いじめの早期発見のための情報共有の工夫

○ **ねらい**

いじめの早期発見には、校内の全教職員が共通理解を図り、組織的な対応をすることが必要であることを踏まえ、効果的な情報共有の方法について理解する。

○ **準備するもの**

- ・いじめ問題に関する研究報告書
- ・演習シート
- ・いじめ防止教育プログラム

○ **研修の留意点**

- ・演習では、意見を付箋に書いて情報交換する方法もある。
- ・学校の実態に合わせて、事例を基に、情報共有する方法や右ページの「情報共有の工夫」に掲載している方法を実際にやってみるといった研修も考えられる。

○ **主な内容例（45分）**

	項目	内容	準備するもの
15分	1 いじめ問題に組織的に対応するために (講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめへの対応が遅れて深刻な事態に至った事例を挙げて内容を確認する。</li> <li>○ いじめの早期発見には、何が必要かを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ発見のチェックシート」の活用</li> <li>・記録のファイリング</li> <li>・情報交換ノートの活用</li> </ul> </li> <li>○ 組織的な対応の重要性を知る。</li> <li>○ 組織的な対応、共通理解を図るためには記録を残すことが大切であることを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめ問題に関する研究報告書」34～38ページ</li> <li>○本プログラム13ページ</li> </ul>
20分	2 いじめ問題に組織的に対応するための情報共有の工夫について (演習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの対応に必要な情報共有の手段を個人で考える。(3分間)</li> <li>○ 四人程度のグループになって個人の考えを交流し合い、出てきた考えを以下の観点で分類する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①今すぐすべきこと</li> <li>②毎年すべきこと</li> <li>③必要だが実行が困難なこと</li> </ol> </li> </ul>	○演習シート
10分	3 研修のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループごとに代表者が発表する。</li> </ul>	

## 早期発見のための情報共有

- いじめが深刻な事態になってしまう前に、早期発見するには、何かおかしいと感じたら他の教職員に情報を伝えるなど、一人の教職員の情報を学校いじめ対策委員会に集約し、管理職、学年、生活指導主任、養護教諭等、学校全体で組織的に共有する体制が必要である。
- 学年相互の情報交換がなく、学年の中に問題が埋没し、それが深刻な事態に至ったいじめの事例もあった。(参照：「いじめ問題に関する研究報告書」)
- 校内だけでなく、スクールカウンセラーや関係諸機関との連携も必要になってくる。その際、校内で共有された情報を引き継いでいく手段も必要である。
- いじめが解決した後も、引き続き、半年後、1年後と経過観察をし、卒業まで見守り、進学先にまで引き継ぐ姿勢で臨むことも大切である。
- 気になる幼児・児童・生徒の様子を記録し、全教職員で情報を共有することは大切である。

## 情報共有の工夫（例）

教職員内で情報共有をするには、改めてそのための時間を設定することが考えられるが、学校によっては定期的、継続的に実施することが難しい場合もある。そこで、情報共有を機能的、効果的に進めるために模造紙やノートを活用する方法がある。以下に要点を述べるが、詳しく書きすぎて負担になるよりは、メモをファイリングする程度でも構わない。継続することに意義があるので、状況に応じて工夫することが望まれる。

### 情報共有の仕方

- 幼児・児童・生徒の様子  
「いつ」、「どこで」、「だれが」、「何をした」、「どのような様子だった」
- 教職員の対応  
「幼児・児童・生徒に対してどう対応（指導）したか」  
※ 模造紙であれば付箋に書いて貼る。ノートであれば、あらかじめ項目等を記載しておく。

### 記録しておくこと

- 教職員がすぐには書いたり見られたりする場所に設置する。
- 教職員が随時、幼児・児童・生徒の様子で気付いたことや気になったことを付箋やノートに書き込む。他の教職員は、書き込んだ内容を確認し、幼児・児童・生徒の対応に生かす。その事案で対応したことや追加することがあったら、付箋やノートに書く。
- 模造紙に付箋が貼りきれなくなったら、次の模造紙を準備して貼っていく。事案が解決しても、可能な限り、保管しておくといよい。  
※ 各学年で実施することもできる。

### 配慮事項

- 幼児・児童・生徒が、見るできないよう個人情報の管理は徹底する。

## 研修5

## いじめの早期対応と校内体制

○ ねらい

いじめ防止対策推進法に関する基礎的な知識を理解し、いじめの早期対応のために、どのような校内体制を整えていくことが必要なのかを考える。

○ 準備するもの

- ・ 演習シート
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ いじめの防止等のための基本方針
- ・ いじめ防止教育プログラム

○ 研修の留意点

- ・ いじめが起きた場合、学級担任だけで抱え込まないで、組織で対応することの重要性を共通理解する。

○ 主な内容例（60分）

	項目	内容	準備するもの
15分	1 いじめ防止対策推進法に関して	○ いじめ防止対策推進法第22条及び基本方針「3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」の内容を確認する。 (事前に、学校に必要なだと考えられる内容を把握しておく) ・ いじめ防止対策推進法 ・ いじめの防止等のための基本方針	○いじめ防止対策推進法 ○いじめの防止等のための基本方針
40分	2 校内体制について (演習)	○ 本プログラムの「組織的な対応例」(15ページ)を確認し、いじめの発見から解決の流れについて理解する。 ○ 「●年●組でいじめが発見された場合」として、四人程度のグループになり、いじめが起きた場合の対応についてアイデアを出し合う。 ○ 学級担任、養護教諭、学年主任、当該学年の担任以外の教員、当該学年以外の教員、生活指導担当教員、管理職等、それぞれがどのような行動をとるか、共通理解を図る。	○本プログラム 15ページ ○演習シート
5分	3 研修のまとめ	○ いじめの対応は組織的に行うことや、組織的な対応の流れを改めて確認する。	

## 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

### 1 いじめられる側

子供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめの内容など事実確認とともに、つらい思いなどを親身になって聞くことで安心感を与える。</li> <li>●子供の思いを温かく受け止め、秘密を守ることや、いじめから全力で守り抜くことを約束する。</li> <li>●いじめは必ず解決できるということを伝え、希望をもたせる。</li> <li>●本人の活躍を認め励ますことによって、自尊感情を高めるように配慮する。</li> </ul>
----	---

保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と直接会い、事実関係を伝える。</li> <li>●学校の指導方針を伝え、今後どのように対応していくか、などについて相談する。</li> <li>●保護者の不安な気持ちを受け止めつつ、子供をいじめから全力で守り抜くことを約束する。</li> <li>●今後、継続して家庭と連携を取りながら、いじめの解決に向かって取り組むことを伝える。</li> <li>●子供の変化に注意してもらい、少しでも気になることがあれば相談するように伝える。</li> </ul>
-----	---

### 2 いじめる側

子供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめてしまう気持ちやいじめの状況・背景を十分に聞き、心の安定を図る。</li> <li>●孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的な配慮をしながらも、いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度でしっかりとした指導をし、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であることや、いじめることで相手を傷付け、苦しめるということに気付かせる。</li> </ul>
----	---

保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えるとともに、いじめた子供や保護者を非難したりするのではなく、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>●「いじめは絶対に許されない」行為であるという毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させるとともに家庭での指導や協力を依頼する。</li> <li>●子供の成長を図るために、今後の家庭での関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。</li> </ul>
-----	---

参考：国立教育政策研究所生徒指導研究センター「いじめ問題に関する取組事例集」平成19年2月

## 各学校段階における生徒指導体制の在り方

### 小学校

児童の規範意識を高める取組を進めるとともに、いじめや暴力行為がなく安全に、かつ安心して学び、生活することのできる環境づくりを推進する観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

- (1) 学級経営と生活指導の相互支持・促進による児童指導体制の充実
- (2) 児童理解の深化と規範意識の育成

### 中学校

問題行動の多様化や規範意識の低下、生徒の問題行動の複雑化・深刻化が進む中、今後、より一層の生徒指導体制の充実と規範意識の育成の観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

- (1) 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成
- (2) コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実

### 高等学校

社会的自立のためには、広く社会的視野に立ち、「生きる力」をどう育むかという指導として捉え直すことが必要である。社会的なルールやマナーの尊重の上に、自己選択と自己責任を行使する生き方を求めさせる観点から、特に、次の事項に取り組むことが重要である。

- (1) 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実
- (2) 法令等に関する指導と規範意識の向上
- (3) 懲戒処分の適切な運用

参考：国立教育政策研究所「規範意識をはぐくむ生徒指導体制 ―小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ―」平成20年3月

## 研修6 保護者・地域との連携

### ○ ねらい

いじめ問題の早期発見・早期対応のためには、保護者・地域との連携が大切であることを理解し、具体的な連携方法を理解する。

### ○ 準備するもの

- ・DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」 ・演習シート
- ・いじめ防止教育プログラム

### ○ 研修の留意点

- ・学級担任以外の教員も学年全体保護者会などを想定して考える。
- ・保護者会以外のテーマ、例えば、「地域との連携」などを設定し、校内でアイデアを出し合い、共通理解を図る研修もできる。

### ○ 主な内容例（45分）

	項目	内容	準備するもの
15分	1 いじめを直ちに発見し、対応できる学校づくりに必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめを直ちに発見するためには、保護者や地域との連携が欠かせないことを教職員で共通理解する。</li> <li>○ 具体的な連携方法を知る。</li> </ul> (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校便りや学校ホームページ、保護者会の積極的な活用</li> <li>・保護者相談の実施</li> <li>・スクールカウンセラーの保護者への紹介</li> <li>・児童館や学童クラブとの連携</li> <li>・PTAの活用</li> </ul>	
20分	2 保護者会の運営について (演習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの対応について協力を依頼するための保護者会の内容を考える。</li> </ul> 初めに以下の「保護者会(例)」を示し、その他に付け加えることがないかアイデアを出す。 ※保護者会(例) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「いじめ問題に関する研究」報告書のグラフを紹介する。</li> <li>2 保護者に、いじめの解消のために大切なことは何か考えてもらう。</li> <li>3 DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」保護者編を視聴する。</li> <li>4 保護者に、いじめについての情報提供の協力をお願いする。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実際にDVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」保護者編(11分間)を視聴する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○演習シート</li> <li>○グラフ(次ページ参照)</li> <li>○DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」</li> </ul>
10分	3 研修のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 演習シートにまとめる。</li> </ul>	

## 保護者・地域との連携の必要性について

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ確実に解決できるようにするため、保護者や地域、関係諸機関との連携が必要である。

- 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りを実施する。
- いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

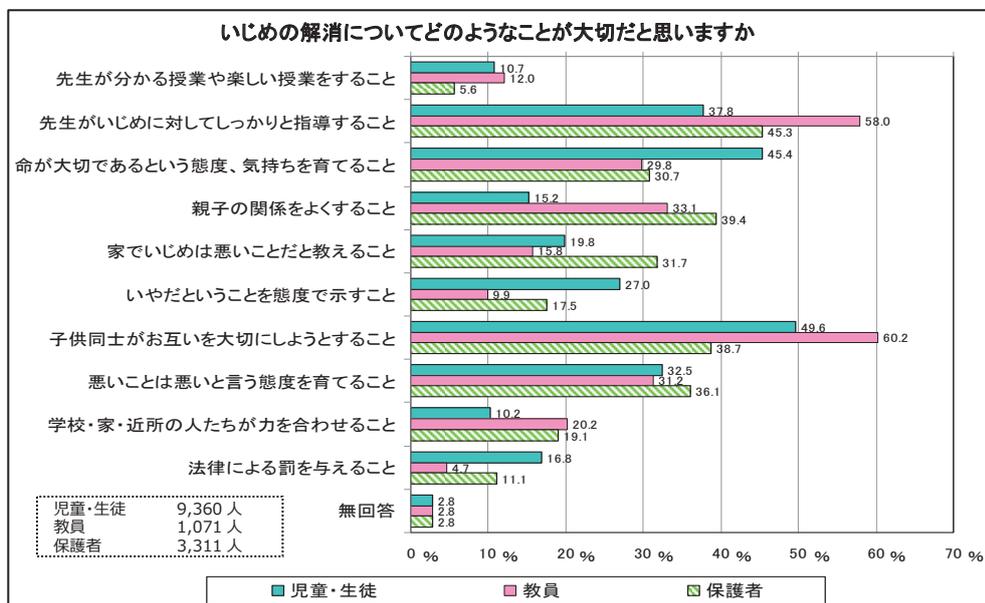
## 保護者・地域との連携強化を図るための学校の姿勢について

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。
- 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- いじめの問題を、児童・生徒と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。

## 保護者会等で活用するデータについて

「いじめ問題に関する研究報告書」には、児童・生徒、教員、保護者、都民を対象にしたアンケート調査の結果が載っている。学校等の実態に応じて、必要なデータを活用する。主な内容例で示したデータを以下に示す（報告書 22 ページに掲載）。

### いじめの解消のために大切なことについて（児童・生徒、教員、保護者）



【複数回答】  
 (選択3つまで)

いじめの解消について、児童・生徒、教員、保護者共に、「子供同士がお互いを大切にしようとする」、「先生がいじめに対してしっかりと指導すること」、「悪いことは悪いと言う態度を育てること」が大切であると思っている。

保護者は「親子関係」や「地域社会との関わり」が大切であると捉えている割合が多いことから、家庭の教育力の向上に向けた取組を学校から発信し、児童・生徒のよりよい成長を支えていかなくてはならない。

参考：東京都教育委員会「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」平成 25 年 11 月  
 東京都教職員研修センター「いじめ問題に関する研究報告書」平成 26 年 2 月

## 研修7 スクールカウンセラーとの連携

### ○ ねらい

スクールカウンセラーの役割を理解し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための連携の在り方や必要性を理解する。

### ○ 準備するもの

- ・演習シート
- ・いじめ防止教育プログラム

### ○ 研修の留意点

- ・スクールカウンセラーの役割についての講義は、スクールカウンセラーに講師を依頼するとよい。
- ・スクールカウンセラーが対応した事例については、スクールカウンセラー本人の経験を扱うことも考えられる。

### ○ 主な内容例（50分）

	項目	内容	準備するもの
10分	1 スクールカウンセラーの役割 (講義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラーは、どのような専門性を持ち、どのような役割を果たすことができるのかを理解できるようにする。</li> <li>○ いじめの未然防止及び早期発見・早期対応につなげるために、スクールカウンセラーがどのように関わることが可能なのかを理解する。</li> </ul>	
30分	2 スクールカウンセラーとの連携について (演習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 演習シートに、スクールカウンセラーとのこれまでの連携や今後考えられる連携について記入する。(5分程度)</li> <li>○ 四人程度のグループになり、情報交換しながら内容を大まかにまとめる。(15分程度)</li> <li>○ グループごとに代表者が発表し、全体で連携の在り方について共有する。</li> <li>○ スクールカウンセラーが対応した事例があれば、紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○演習シート</li> <li>○事例（次ページ参照）</li> </ul>
10分	3 研修のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールカウンセラーに知ってほしい情報があれば紙に書き、研修後、スクールカウンセラーに紙を渡す。</li> </ul>	

## スクールカウンセラーについて

### スクールカウンセラーとは

近年のいじめの深刻化や不登校児童・生徒の増加など、児童・生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、学校のカウンセリング機能の充実を図るために配置している「心の専門家」である。

### スクールカウンセラーの役割とは

スクールカウンセラーは、次の1～7のような児童・生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たしている。

- 1 児童・生徒に対する相談・助言
- 2 保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）
- 3 校内会議等への参加
- 4 教職員や児童・生徒への研修や講話
- 5 相談者への心理的な見立てや対応
- 6 ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- 7 事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケア

参考：文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）」  
平成19年7月

## スクールカウンセラーとの連携について

スクールカウンセラーが配置されている学校では、より効果的に活用していくために、役割を明確にするとともに、校内の対応組織にきちんと位置付けて連携することが大切です。定期的に話合いの場を設定したり、組織的な協力体制を構築したりして、スクールカウンセラーの活動範囲を広げる必要があります。

学校におけるカウンセリングの技量は、スクールカウンセラーのみの活動に負うのではなく、全ての教員が身に付けるものです。そのために、カウンセリング等の研修を、校内の教育相談活動の推進に生かします。

担任は、機を逃さず、直接的に児童・生徒の指導ができます。担任自身も日頃からカウンセリングの考え方や姿勢を生かした指導力の向上を目指します。

#### <教育相談活動の推進の例>

- 事例研究会の実施
- グループエンカウンターなどの人間関係づくりに関する研修会
- 学級だよりや保護者会での講話等による保護者への情報提供
- 様々な悩み等に関する教職員との相談

参考：東京都教育相談センター「東京都教育相談センターだより」平成18年12月

## 研修 8 相談環境の充実

### ○ ねらい

教員がスクールカウンセラーから専門的な助言を得て、お互いの情報交換が日常的に可能となるように管理職が学校運営を工夫し、組織的に教育相談を行うための環境の整備について理解する。

### ○ 準備するもの

- ・ 演習シート
- ・ いじめ防止教育プログラム

### ○ 研修の留意点

- ・ スクールカウンセラーも本研修に参加するようにし、適宜、意見をもらうようにする。

### ○ 主な内容例（50分）

	項目	内容	準備するもの
10分	1 教育相談に関する校内体制の充実について (協議)	○ スクールカウンセラーから専門的な助言を得て、お互いの情報交換が日常的に可能となるなど、組織的に教育相談を行うための校内体制の充実を図るには、どのようなことが必要か意見を出し合う。	
30分	2 相談環境の充実について自校で整理すること (演習)	○ 1で出た意見や次ページの資料を参考にして、相談環境の充実について自校に必要なだと思うことを考える。 ○ 四人グループになり、情報交換しながら内容をグループで大まかにまとめる。 ○ グループの考えを代表者が発表し、全体で相談環境の充実について共有する。	○ 演習シート
10分	3 研修のまとめ	○ 全体で、重点課題について実際の行動に移していくことを確認し合う。 ○ 時間があれば、スクールカウンセラーからの感想を聞く。	

## 教育相談に関する校内体制の充実について

教育相談は、学校における基盤的な機能であり、教育相談を組織的に行うためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが必要であるとともに、教育相談に対する教員一人一人の意識を高めることが必要である。

- 学校における教育相談は、決して特定の教員だけが抱えて行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもない。また、児童・生徒の相談内容は、心身の成長過程における身体的特徴や性格、友人関係、学業の成績や部活動、将来の進路に関すること、家庭生活や病気に関することなど多種多様である。したがって、教育相談は、学校の教育活動全体を通じて、また全ての教員が様々な時と場所において、適切に行うことが必要である。
- スクールカウンセラーや相談員等の配置により、教育相談やカウンセリングの充実が図られつつあるが、教育相談を組織的に行うためには、校長のリーダーシップのもと、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが重要であり、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が必要である。新たにこうしたコーディネーターとなる者を置く場合には、例えば、養護教諭や特別支援教育コーディネーターがこれを兼ねたり、複数の者がこの役割を担うようにするなど、それぞれの学校の実情により柔軟な対応が考えられる。
- 教育相談に関する校内体制（組織）は、教育相談部として独立して設けられるもの、生徒指導部や保健部などの中に教育相談係といった形で組み込まれるもの、関係する各部門の責任者で構成される委員会として設けられるものなど、学校の実情に応じて様々であるが、生徒指導の機能と教育相談の機能に隙間が生じないよう、両者の機能が補い合っ有機的に関連性をもつことができるような体制を検討する必要がある。また、教育相談体制に養護教諭を位置付けることが大切である。
- 各学校においては、事件・事故のときに、初めて教育相談体制を見直したり、カウンセリングの重要性を考えたりするような対症療法的な対応ではなく、比較的落ち着いているときこそ、教育相談を充実するチャンスという認識をもち、予防的対応を心がけることが大切である。
- 学校における教育相談を充実させるためには、教育相談室を保健室の隣に置くなどその位置についても十分配慮し、児童・生徒が相談しやすい雰囲気確保することも重要なことである。その際、例えば、いじめを受けている者が、安心してスクールカウンセラーや養護教諭等に相談できるように、特に配慮することが必要である。

## 教育相談に関する教員の意識の向上について

教育相談に当たる教員には、児童・生徒の抱える課題や効果的な指導・対応に関する姿勢と意識が大切であり、様々な校務分掌に教育相談の機能を生かしていく発想や、教育相談に関する教員研修の充実が必要である。

- 児童・生徒に対するきめ細かな相談体制をどのようにつくっていくかは、最終的には、教員の児童・生徒の抱える課題や効果的な指導・対応に関する姿勢と意識にかかってくる所が大きい。このため、例えば、教務部で学習に関する悩みの相談を受けたり、進路指導部で進路に関する悩みの相談を受けたりするなど、様々な校務分掌で教育相談の機能を積極的に生かしていくという発想により、教育相談に対する意識改革を図っていくことが大切である。
- 校内体制や専門家の活用、関係機関との連携を有効に機能させるためには、校長等管理職のリーダーシップや教育相談に対する認識が必要不可欠である。

参考：文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）」平成19年7月

## 研修9 児童・生徒との効果的な面接の実施

### ○ ねらい

カウンセリングの専門家であるスクールカウンセラーからカウンセリング技術を学ぶ機会とし、スクールカウンセラーが不在のときにも児童・生徒への対応ができるようにする。

### ○ 準備するもの

- ・ ロールプレイング台本 ・ いじめ防止教育プログラム ・ 研修シート

### ○ 研修の留意点

- ・ 演習2「スクールカウンセラーの面接の仕方」については、スクールカウンセラー自身が日頃から気を付けている面接の仕方を実践してもらう。
- ・ スクールカウンセラーと事前に役割分担や講義・演習の内容などについて打ち合わせしておく。

### ○ 主な内容例（50分）

	項目	内容	準備するもの
5分	1 研修の趣旨説明 (教員又はスクールカウンセラー)	○ 全ての児童・生徒が、誰にでも安心して相談できるには、教員が児童・生徒から相談を受ける技術を向上させることが必要であることを押さえる。	
40分	2 面接での話の聴き方について (講義)  3 面接のロールプレイング (演習1)  4 スクールカウンセラーの面接の仕方 (演習2)	○ スクールカウンセラーが、面接で教員が気を付けるべき点について説明する。 ○ 自校に具体的な事例があれば、それを基に面接の効果を説明する。 ○ ロールプレイングの方法を説明する。 ○ 二人組(教員役、児童・生徒役)で面接体験を行う。3分経ったら役割を交代する。別の教員とペアを替えて行う。 ○ 意見交換する。 ○ 共感的理解、自己一致、受容等カウンセリングの手法を学ぶ。 ○ スクールカウンセラーが面接の見本を見せる。 ○ 話の聞き方に気を付けながら、面接を体験する。	○ 研修シート  ○ ロールプレイング台本
5分	5 研修のまとめ	○ 今後の指導に生かしていくという視点で考えたこと、感じたことを数名発表する。	

## スクールカウンセリングの特徴

スクールカウンセリングは、開発的カウンセリング・予防的カウンセリング・問題解決的カウンセリングの援助段階に分けて考えることができる。

### 1 開発的カウンセリング

将来、児童・生徒が自立して豊かな社会生活が送れるように、児童・生徒の心身の発達を促進し、社会生活に必要なライフスキルを育てるなどの人間教育活動を行う。全ての児童・生徒を対象とし、教科学習や特別活動、総合的な学習の時間など、学級、学校全体の教育活動を通して、児童・生徒の成長を促進する。

### 2 予防的カウンセリング

児童・生徒一人一人について、性格、現在の状況、ストレス、悩み、問題などを把握し、問題が発生しそうな児童・生徒に予防的に働きかけ、本人が主体的に自らの力で解決できるよう支援する活動を行う。

### 3 問題解決的カウンセリング

問題の発生は、開発的、予防的カウンセリングを行うことで低減されることになるが、人生を生きていく上では、様々な問題に直面する。このような問題については、カウンセリング的アプローチにより問題の解決や不適応状態からの回復を援助する。

「在外教育施設安全対策資料【心のケア編】」（文部科学省）より

## ロールプレイングの台本（例）

#### 話を聞くときのポイント

- ・相手の話をじっくりと聞き、受け入れる。
- ・批判や一方的な指導はせず、共感する。
- ・子供自身に考えさせる。

#### 言ってはいけない三つの言葉

- ・「気にしないほうがいい。」
- ・「もっと強くなれ。」
- ・「あなたにも悪いところがある。」

教師：「どうしたの。」

子供：「最近、仲がよかった子が冷たくて、避けられているような気がしています。」

教師：「そうか、それはつらいね。」

**感情の反射**

子供：「学校でも、放課後でもなんです。」

教師：「放課後でもなんだね。」

**繰り返し**

子供：「今まではメールも頻繁にくれたのに、最近は全然返信もありません。」

教師：「友達と何かあったのかな。」

**質問**

子供：「私の成績がよくなったことを自慢したのが気に入らなかったのかもしれない。」

教師：「なるほど。」

**傾聴**

子供：「もうどうすればいいのかわかりません。」

教師：「あなたはどうしたいのかな。」

**本人の思いを引き出す**

子供：「また仲よくなりたい。きちんと話をしてみようと思います。」

**気づきを認め、励ます**

教師：「そうだね。いい考えだと思う。先生に何かできることあるかな。」

## 研修 10 警察との連携

### ○ ねらい

- ・ 深刻な事態に至った事例から、いじめの態様によっては、警察と連携が必要なことを理解する。
- ・ いじめの態様によっては、ためらうことなく警察と適切に連携を図り、いじめの解決を図ることの重要性を理解する。

### ○ 準備するもの

- ・ いじめ問題に関する研究報告書 ・ 演習シート ・ いじめ防止教育プログラム

### ○ 研修の留意点

- ・ セーフティ教室実施時期と合わせて実施するよう計画する。同日に実施してもよい。
- ・ 警察関係者が来られない場合は、担当教員から警察の相談機能と役割について要点を伝える。

### ○ 主な内容例（60分）

	項目	内容	準備するもの
10分	1 深刻な事態に至った事例について	○ 事例を基に、深刻な事態に至った事例の概要について理解する。	○ 「いじめ問題に関する研究報告書」34～38ページ
25分	2 深刻な事態に至った事例から分かる課題と改善策について(演習)	○ 事例の概要から、学校は、警察とどの時点で、どのような連携を図ることができたかということ演習シートに記入する。 ○ 四人程度のグループになり、グループで連携の在り方についてまとめる。 ○ グループでまとめた意見を全体で交換する。	○ 演習シート
20分	3 警察の相談機能、役割について（講義） （警察関係者）	○ 警察の相談機能等について理解する。 ○ 児童・生徒の身体等の安全が脅かされる場合は、ためらうことなく相談・通報することなどを理解する。 ○ 具体的にどのような相談が行われるのか事例があれば紹介する。	
5分	4 研修のまとめ	○ 研修内容を振り返る。	○ 演習シート

## 警察の組織や相談機能、役割について

### 警察等との連携、まずは「相談」から

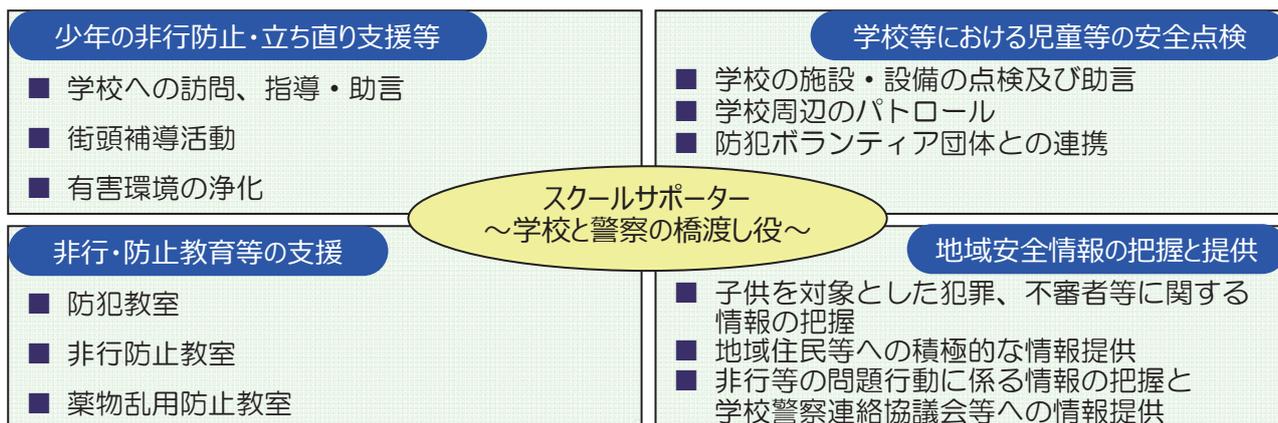
学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に「相談」することが大切である。

- ・ 深刻ないじめや暴力行為等において、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応を取ることが重要である。
- ・ 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に「相談」することが重要である。
- ・ 円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要である。

※ いじめられている児童・生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、「相談」を飛越えて直ちに警察に通報する必要がある。

### スクールサポーター制度の活用

スクールサポーター制度とは、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣し、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度である。



学校及び地域における非行防止・児童等の犯罪被害防止を図る。

参考：警察庁ホームページ

### スクールサポーター制度の受け入れ等

学校においては、警察署等に配置されているスクールサポーターによる学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受け入れを図ること。また、教育委員会等においても、退職警察官等を活用した取組を進めるとともに、スクールサポーター制度に類似した制度（生徒指導推進協力員など）を運用している場合には、その従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に警察との連携を図るよう努めること。

参考：「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）」（文部科学省・平成25年1月24日）

### 連携を考える際の二つの視点

警察等との連携を考える際には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識するようにする。「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できる。また、日頃からの交流があれば、問題行動等が発生した時に相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができる。

参考：国立教育政策研究所「生徒指導リーフ 学校と警察等との連携」平成25年1月

# いじめ問題解決の事例集

## 小学校

## 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするいじめの例

～小学校第5学年男子～

### 【いじめの概要】

男子児童Aは、第5学年に進級後も、第4学年のときから仲のよかった友達と、仲よしグループとして五人で行動をしていた。学級の中でも発言力のある男子児童Bが、そのグループのリーダー格であり、Aは比較のおとなしい児童であった。

ある日、教室でBがAにわざとぶつかったように見えたことがあった。その後、BはAに「ごめん、ごめん。」と謝っていたこともあり、学級担任は、あまり気に留めることなく、声をかけることもしなかった。

その後、数日経った昼休みに、Aを含む五人が校庭でおにごっこをしていた。学級担任が教室からその様子を見ていた。おにになった児童は、必ずAにタッチし、Aが明らかに標的にされていた。その様子がエスカレートし、タッチではなく、Aを叩くようになっていた。昼休み終了のチャイムが鳴り、教室に戻ってきたAを呼び止め、話を聞くと、笑って「遊んでいただけです。」と話した。他の四人の児童に聞いても、「Aが言うように遊んでいただけです。」と笑って話した。

後日、放課後に「公園でいじめられている子がいる。」という通報があり、確認をすると上記のグループであり、いじめられていたのはAであった。

### 【学校の対応】

- <いじめへの直接対応>
- ① Aと個別に相談室にて面談を行う。Aの気持ちに配慮し、時間をかけて話を聞く。その中で、時系列で事実を確認する。そして、今後、どのように進めていくかについて話し合う。
  - ② 加害者である四人の児童と個別に相談室にて面談を行う。事実を確認するとともに、「なぜ、そのように行動したのか」、「そのように行動してどう感じているのか」、「これからどのように行動したらよいか」について、それぞれ話し合う。
  - ③ Aの保護者に連絡し、事実を伝えた上で、今後の方向性について話し合う。
  - ④ 管理職同席で、関係した児童と保護者との話合いの場を設ける。加害者側は、Aとその保護者に謝罪し、今後の子供たちの様子を見守ることとなる。
- <児童のケア>
- ① 週に一度、学級担任と個別に面談する時間を設定し、その後の様子を確認するようにする。
  - ② スクールカウンセラーと面談を設定し、精神面でのケアをする。
- <保護者との連携>
- Aの保護者と電話で連絡をとり、その後、面談で学校での様子を伝えたり、家での様子を聞いたりする。
- <教育委員会との連携>
- 本件について、生活指導連絡会において、教育委員会に報告する。
- <教員間の連携>
- 毎週実施する生活指導関連の連絡会にて報告し、学校全体でAの様子を見ていくことを願います。

## 【本事例からの学び】

### 事態が深刻化する前に聞き取る

今回の事例では、「BがAにわざとぶつかった」様子を学級担任は見ている。このときに、Aに丁寧な聞き取りを行っていたら、事態が深刻にならなかったであろう。また、この様子について学年で情報を共有し、全教職員に連絡・相談をしていれば、専科の教員や校庭を巡回する教員からの情報が集まり、早期に対応できたであろう。

### 笑いに隠された「いじめ」を見抜く

今回の事例では、Aが四人の児童から叩かれるという、明らかにいじめの現場でありながら、被害者も加害者も笑ってごまかしている。被害者は、自分がいじめられているという事実を認めたくないし、心配させたくない思いが働き、ひどいことをされても軽微に見せようとすることがある。被害者が笑っていたり、楽しんでいたりする様子であったりしても、表面的な判断のみに陥らず、行為そのもので判断することが大切である。

### 「いじめ」は、学校以外でも起こりうる

今回の事例で、いじめが明らかにされたのは、地域住民からの通報であった。いじめは、学校だけで起こるものではない。文部科学省のいじめの定義においても「起こった場所は学校の内外を問わない」と記述されている。学区の地区連絡会等に積極的に参加して、「地域の子供の様子で気になることがあったら迷わず学校に連絡をください。」とお願いすることが大切である。

### ●早期発見・早期対応のポイント●

この事例を別の視点から見てみましょう。

学級担任が、いじめられている男子児童Aではなく、学級の中でも発言力のある男子児童Bの様子に着目していたら、どうだったでしょうか。

いじめる側の子供たちの行動傾向に注意を払うことも必要です。

- 遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立つ。
- 仲間とひそひそと会話する姿が見られる。
- 教師と目を合わせない、または、目が合うと他の児童に目線を送って合図をする様子などを見せる。
- 感情の起伏が激しく、急にはしゃいだり、怒ったりする様子が見られる。

いじめが起こることを防ぐためには、教師は一人一人の児童の日頃の様子を観察し、どの児童もいじめられる・いじめることがありうることを常に念頭に置いておくことが必要です。

【いじめの概要】

第1学年の男子生徒Aは、同じ部活動の第3学年の男子生徒B、Cから、定期考査直前の部活動がない放課後にファミリーレストランに誘われ、断ることができずに一緒に入店した。自由に使える現金を家庭からあまり渡されていないAは、少額の飲み物で付き合ったが、B、Cから「自分たちがおごるから、一緒に食べよう。」と言われ、ピザをおごられた。後日、同じように誘われたときに、「自分はお金を持っていないから。」と断ろうとすると、「あのとき、おれたちの金で飲み食いしたくせに、言うことを聞けないのか。」と言われ、家から現金を調達するように命じられた。その後「家からお金を持ってくるのは無理だった。」とB、Cに伝え、「このままで済むと思うなよ。」と脅された。それ以降、Aの鞆を勝手に開けて探った形跡が残っていたり、部活動で使うAの用具が体育倉庫裏に捨ててあったりすることが数回繰り返された。他の生徒の目撃証言によると、B、Cが行っているということだった。

Aは次第に登校を渋るようになり、保護者が部活動の顧問の教員に相談した。部活動の顧問の教員はA、B、Cの各担任に知らせ、第1学年と第3学年の学年主任・生活指導主任を交えて話し合いがもたれた。

【学校の対応】

<いじめへの直接対応> ① B及びC、担任、学年主任、部活動の顧問の教員で話し合いの機会をもち、事実関係を確認して指導した。

② AとAの保護者と面談の機会をもち、Aの学校での様子や部活動での様子について伝え、Aが安心して登校できるよう、今後も心配なことがあったらすぐに学校に知らせてほしいと伝えた。

③ Bの保護者、担任、学年主任の三者で面談の機会をもち、Bの学校での様子や部活動での様子について伝え、Bの学校生活の話聞く時間を家庭でもったり、Bの金品の所持について注意を払ったりするよう依頼した。

④ ③と同様に、Cの保護者とも面談の機会をもった。

<生徒のケア>

① Aについては、話し合いをもった後は、安心して登校できるようになり、部活動にも以前のように取り組めるようになった。

② 部活動の全生徒に対して、朝練習の間の短時間を使って個別面談月間を設け、先輩・後輩関係や部活動について話を聞く機会を作った。

<保護者との連携>

① Aの保護者にこまめに電話連絡をし、学校生活の様子について情報を共有するように努めた。

② 学校公開の際に生徒の様子を見に来てほしい旨を、学校便りで呼びかけた。

<教育委員会との連携>

① 本件について、教育委員会に報告し、その後も定期的に経過を報告した。

② 当該学校担当の指導主事が学校訪問を行った。

<教員間の連携>

① 生活指導連絡会を実施し、経過を報告して情報を共有した。

② 生活指導上の共通理解事項をまとめた指導共通マニュアルを作成し、全教員が統一した指導ができるよう改善を図った。

## 【本事例からの学び】

### 部活動におけるいじめの把握・防止

部活動においては、生徒が様々な活動に自主的に取り組みながら、周囲と協力することの重要性や協同する喜びを感じることができる。しかし、その一方で、部活動においていじめが数多く発生していることも事実である。

この事例においては、「顧問の教員がいじめを発見できなかったこと」、「いじめを見ていた他の部員が、教職員に相談するなどの具体的な行動を取らなかったこと」が大きな反省点である。

このことから、部活動の指導者は部活動の場でのいじめを防止するため、日頃から部員間の人間関係を把握し、定期的に部員同士の話し合いや顧問の教員と部員との話し合いをもつなど、その望ましい関係づくりに取り組むことが必要である。

### 複数教員で問題に対応する体制づくり

部活動において発生した事例についても、顧問の教員が一人で対応せず、他の教職員から問題解決のための様々な意見を聞き、それぞれの役割を分担することで適切に対応することが必要となる。特に、異学年同士の生徒が関わる場合は、それぞれの学年主任や生活指導主任とともに対応することによって、組織的対応ができるようにすることが大切である。そのために、全ての教職員がいじめとはどのようなものであるかを認識し、対応の共通理解を図ることができる委員会や連絡会をもつことが必要である。

### 共通指導マニュアルの作成と教員間の統一した指導

近年、学校は若手教員の占める割合が高くなり、学習指導や生活指導に苦慮する教員も少なくない。特に、学習ルールや校則等の指導は、教員全員が統一して同じ対応をすることが重要であり、そのために「学校生活スタンダード（共通指導マニュアル）」などを作成して共通理解を図る学校も増えてきている。

学校に持ってきてはいけないもの、学校内での荷物の管理、定期考査前の過ごし方等、学校全体で統一した指導を毅然と行い、全教員で問題行動やいじめのサインを見逃さないことが重要となる。生徒の問題行動やいじめのサインを早期に発見し、組織的に対応していくことが、いじめの深刻化を防ぐことにつながる。

#### ●早期発見・早期対応のポイント●

いじめが見えにくいのは、どうしてでしょうか。

- ・いじめは大人がいないところで行われている。
- ・いじめられている本人からの訴えが少ない。

では、いじめをどのように発見し、対応していけばよいのでしょうか。

学校でいじめに対応するための共通指導マニュアルを作る際に、教員間で、いじめがどうして見えにくいのかを話し合いの視点にし、方法を考えてみましょう。

【いじめの概要】

第1学年の女子生徒Aは同じクラスの女子と携帯電話のメールアドレスを交換していた。ある日の放課後、Aは、同じクラスの女子生徒Cと二人きりになったとき、Aは有名アイドルグループのBのアドレスと偽り、Aのもう一つのメールアドレスをCに教えた。AはBに成りすまし、Cとメールを交わすようになった。そして、Aは自分のブログにCの個人的な内容を書き込むようになった。AはブログにCの悪口なども書き込んでいった。実は、Aは部活動の先輩DとCが仲良くしていることに不満をもっていた。Cを孤立させて、先輩Dを何とかして自分の方に振り向かせようと必死でもあった。

Aは次第に周囲から孤立していき、徐々に部活動にも気持ちが入らなくなっていった。そんなある日、Cのクラスメイトである女子生徒Eが、「Aのブログにあなたのことがたくさん書かれているよ。（EがCにブログを見せる。）これって本当？」と伝えてきた。驚いたCはEといっしょに担任と部活動顧問の教員に相談をした。

【学校の対応】

- <いじめへの直接対応>
- ① 担任と部活動顧問の教員は、EとCから相談されたAのブログの書き込みをチェックした。
  - ② 担任は、Cから、AがBに成りすましを始めた頃からのメールのやり取りを確認した。
  - ③ 担任は、Cの了解を得た上で、書き込み内容をプリントアウトし、学年主任、生活指導主任、部活動顧問の教員と関係者会議を開いた。
  - ④ 関係者会議後、直ちに担任からAにブログの書き込みを削除するように指導した。この際、CやEからの相談を受けたことには触れず、ネット上へ誰かが特定できるような書き込みをしてはいけないと指導した。
  - ⑤ 書き込みの削除後に、あらためてAから、ネットへの書き込みがエスカレートしていった経緯を聞き取り、書かれた相手の立場になって物事を考えるように話を進めると同時に、Aへのメンタル面での支援も視野に入れながら反省を促した。
  - ⑥ A、Cの保護者に事実を報告するとともに、Aに対しては担任が事情を聞き取り、必要に応じて心理面での支援をするために、スクールカウンセラーとの面談の日程を調整することとした。また、Cの状況を見ながら、Aからの謝罪の場を設定することとした。
- <生徒のケア> 担任、スクールカウンセラーと連携をして定期的にカウンセリングを実施し、A、C共に心理面での支援を行った。
- <学校内へのインターネット使用に伴うマナー指導> 各学級や学年集会、部活動などを通じたネットマナーの指導や、学年便りにネットマナーに関して啓発を図る内容を盛り込み、学校全体でネットを使う際にマナーを守るよう促した。
- <教員間の連携> 担任、生活指導主任、スクールカウンセラーと連携し、関係者会議を毎週1回実施して、情報を共有した。週1回実施の生活指導部会において情報共有を行った。

## 【本事例からの学び】

### 心理面への理解と支援

Aの行ったいじめ行為とは別に、あこがれの先輩と親しいCを妬んでの行為であったことに配慮した対応をしていくこと、担任や部活動顧問の教員と連携し、今後は部活動内の人間関係にも配慮して対応していくことが必要である。

### インターネットや携帯電話の利用に関する啓発・指導

その場限りの対処療法的な対応では、表面上はいじめやインターネットの書き込みが「解消」しても、本質的な「解決」にはなっていないケースが多い。特に、中学校では「チェーンメール」、「成りすまし」の問題が多く発生しているという実態がある（「平成23年度 インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書 平成24年3月」東京都教育庁）。そのため、学校でも集会や学級指導などの時間に児童・生徒に対する啓発・指導の更なる充実が必要である。

### ●早期発見・早期対応のポイント●

「ネットいじめ」は、インターネットがもつ匿名性や便利さ、簡単さから、発見と指導が困難なこと、子供がいつの間にか被害者になり、加害者にもなりうること、短時間で深刻な事態に至ること等が特徴です。

- 日々の指導  
情報モラルに関する指導を計画的に実施し、「ネットいじめ」の危険性を指導する。
- 家庭と連携した指導  
携帯電話やパソコン等でのインターネットの使用、掲示板の書き込み、SNS(※)の利用等に関連して、PTAと連携して「情報モラル教室」を開き、家庭への理解と協力をあおぐ。
- 関係諸機関との連携  
日頃から警察から近隣でのトラブルの情報を入手し、何か起こったときに協力して対応できるようにしておく。

### ※SNS

SNSとは「Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）」の略称。

プロフィール、ブログ、リアル、WEB スペース、ゲームなど、様々なサービスが集まった複合サイトである。会員制であることが大きな特徴で、会員同士であっても、書き込んだ内容の公開範囲を制限することで閲覧者を限定することができる。また、サイト内の会員同士でのみメッセージのやり取りができる、ミニメールという機能もある。会員制ではあるが、誤って個人情報が漏れいってしまう場合がある。

- 代表的なサイト：Facebook（フェイスブック）、mixi（ミクシィ）、mobage（モバゲー）、GREE（グリー） など

## 【いじめの概要】

女子生徒Aと女子生徒Bは同じ学級に所属している。新学期が始まった頃、Aは、席の隣に座っているBに「Bさん、〇〇みたい」と言い、「おかしくない？」と学級の他の友達に同意を求めた。この時からいじめは始まった。「Bはどうして〇〇なの？」と学級の他の友達に聞こえるように嫌がる言葉で攻撃し排斥した。

Aは、Bの自分と異なる独特の話し方から、Bの側に寄らない、Bを無視しようと同じ学級の友達に呼びかけた。学級の他の生徒も、自らの身を守るためAの呼びかけを拒むことはできなかった。

Bはコミュニケーションの困難さから自分の嫌な思いをAに告げることはできなかった。しだいに、カーテンや机の下に隠れるようになり精神的に追い込まれる状態になっていった。Aは睡眠障害があり、遅れて登校することが多く、BはAが学級にいない朝の時間帯は、学級の友達と会話をするなどして過ごしていたが、Aが登校したことが分かるとう不安な状態になった。教室を移動する学習ではAと同じ学習グループで学習活動に参加することができない状況になった。

毎日の連絡帳で、Aの学校での様子を保護者に伝え、学校で面談を行い、保護者と話し合いをもつことにした。学年でもBの様子を朝の打ち合わせで報告し、Aの指導に一貫して対応することを確認した。

## 【学校の対応】

<いじめへの直接対応> ① 担任、学部主任、管理職の三者でAから聞き取りを行った。Bのことを考え、今回の件とは別の切り口から指導を行った。

② Aはどの場面でも、今後、仲間外れにするようなことはしないことを文章にして約束した。

③ 担任は、学年会、学部会で、今後、同様の事態が生じた場合には、学年の教員に連絡をし、その場で直接的対応はせず、学年教員又は、担任が窓口となって対応に当たることを確認した。

<生徒のケア> ① 担任はAとの対話を心がけるようにし、他人も自分のことと同じように大切な存在であることを指導した。担任は、身を守るということをB本人と約束した。

② 担任は管理職に相談して、Bが困ったときは自ら養護教諭と相談できる体制をとった。

<保護者との連携> ① A、Bの保護者に対して、家庭での対応としては、これまでできなかったことができるようになった場合は、担任、保護者ともに連携して積極的に褒めるようにしていくことを確認した。

② Aの保護者に対しては、Aが遅刻しないよう就寝時間を決め、規則正しい生活をするように家庭と担任とで指導するように依頼した。

<教員間の連携> ① 登下校の際を含めて学年の教員が輪番で指導に当たることを確認し、Aの状況把握を全教員で行うようにした。

② 学部会や朝の打ち合わせでA、Bの状態、また、その対応法について全体で確認し、一貫した指導を行うことができるようにした。

## 【本事例からの学び】

### 障害への理解と支援

生徒にとって学校生活は人との関わりを学ぶ重要な場である。生徒の行動や言動のつまずきの背景を障害の特性、本人の行動の特徴から十分に理解する必要がある。本事例では、活動の見通しがもてない不安、行動調整の難しさ、自己肯定感の低さなどが要因となって生じたものと考えられる。

学習活動、生活上に困難さのある生徒の場合、

- ① 行動を肯定的に受け止める一方、毅然とした対応を行うこと
- ② 本人が得意とする認知処理を生かした指導の工夫を行い、活動への見通しをもてるようにすること
- ③ ソーシャルスキルを身に付けていくこと
- ④ 「できる、分かる」状況を設定し、学習活動を充実させ、自信をもって取り組むことのできる経験を増やしていくこと

などが重要である。このことは、所属する学級のどの生徒にとっても、好ましい人間関係を築くために大切なことである。

### 家庭、地域との連携

登下校の際は、バス、鉄道を利用することとなる。利用に際しては、不特定の人と関わるため、不測の事態が生じた場合には、特に、交通指導員、地域住民の協力を得て連携していくことは不可欠である。また、地域でのサークル活動、祭り、催し物にも参加する機会が多くなる。学校運営連絡協議会や地域連絡協議会で情報を共有すること、地域理解に努め学校側から地域行事に積極的に参加、協力していくことは、地域の学校運営への協力や理解を求める上で大切なことである。

学校、保護者、地域が連絡を密に行っていくことは重要であるが、関わりが十分でないこともある。問題が生じた場合に、学校に連絡してもらう体制を日頃から十分に行っていくことは問題への早期対応、そして、未然防止の点からも重要な取組となる。

### ●早期発見・早期対応のポイント●

いじめは、どんなに早期に発見しても、被害を受けている児童・生徒は既に心に傷を負っている状態にあることがあります。また、児童・生徒の中には、障害の特性から自分の考えを伝えることが苦手であるなど、自分のいじめられている状況を相談できないことも考えられます。だからこそ、いじめが起こっていることを発見できずに、長期間、児童・生徒を苦しめることは避ける必要があります。

そのためには、日頃からいじめを発見できる取組を行っていくことが大切です。

(いじめの発見につながった実践例)

- 悩みの調査や養護教諭からの生活調査での発見
- 校舎内外の巡視での発見
- 児童・生徒との個人面談
- 保護者との面談など家庭内の状況や変化を聞く機会

## 保護者・地域との連携について

いじめ問題の対応において、学校は、保護者及び地域の関係者ととも一体となって真剣に取り組む必要があります。また、いじめ問題の解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たすための努力が求められています。

### 学校外の情報の収集

- (1) 学級担任等が保護者等から得た生の声を収集する。
  - ・「情報収集シート」等を作成し効果を上げているケースもある。
- (2) 校区内巡回等において、地域の方々とできるだけ接触をする。
- (3) 校区内の保育所・幼稚園や近隣の小学校及び中学校と、定期的に情報交換をする。
- (4) 地域や関係機関等とも情報交換する。
  - ・学校評議員、町内会役員、保護司、民生委員・児童委員、地域スポーツ少年団等の指導者、警察署(生活安全課、補導委員)、児童相談所、役所の保育児童課等、及びPTAと信頼関係を築く。
- (5) メールなどのツールの活用

### 取組事例

以下は、小学校の事例ですが、中学校、高等学校、特別支援学校にも取組の参考になります。  
A小学校の生活指導主任は、地域における児童の様子を把握するため、学区内の子供会に対するアンケート等を通して情報を集めることとした。

<取組>

- (1) 年2回、学区内の子供会に対し、アンケートを実施する。  
(地域の行事・活動等、公共施設の利用、自転車の乗り方、挨拶・言葉遣い等の様子について)
- (2) アンケート結果から、地域における児童の様子を把握するとともに課題を明確にする。
- (3) アンケートの結果は、学校だより等で保護者にも知らせ、家庭での指導をお願いする。

<効果>

- (1) 学校では見られない地域での児童の様子を知ることができ、児童を称賛したり注意を呼びかけた  
りする機会が増えた。
- (2) 学校・家庭・地域が一体となって児童の健全な育成に努めるという協力体制がより強くなった。

### 連携のための留意点

- いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要であること。
- 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。
- いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意をもって対応すること。また、いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける、特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る必要があること。
- 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

参考：文部科学省「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」平成18年10月

参考：国立教育政策研究所「生徒指導の役割連携の推進に向けて－『生徒指導主担当者』に求められる具体的な行動(小学校編)－」平成23年3月